

郵送申請の注意事項について

- 郵送申請される方は、投函する前に書類等の不足がないかご確認のうえ、船橋市役所税務課宛にご郵送ください。

「〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25 船橋市役所税務課」

- 発行手数料は、定額小為替での受け付けになります。お釣りが発生する場合は、定額小為替でお返しとなります。

定額小為替の有効期限は発行から6か月です。

有効期限が迫っている定額小為替の送付はご遠慮いただきますよう、協力をお願いします。

なお、定額小為替の指定受取人欄は記入不要です。

- 郵便局が郵送物のお届け日数を繰り下げたことに伴い、郵送申請の発着についてお問い合わせが増えております。

日本郵便のホームページで郵便物等のお届け日数の目安を調べることができますので、ご確認のうえ余裕をもってご申請ください。

[日本郵便のホームページ>送る>お届け日数を調べる] 2022年3月現在

- お急ぎの方は、速達扱いにするなどのご対応をお願いします。

- 委任状の原本還付を希望される場合は、原本の提出に加え、原本の写し(コピー)も同封ください。

船橋市